

複写サービス契約書

新潟県（以下「甲」という。）と【契約相手方名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により乙が提供する電子複写機（以下「複写機」という。）による複写サービス（以下「複写サービス」という。）に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービスを円滑に提供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年11月1日から令和13年10月31日までの60か月間とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、契約金額に予定枚数を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

（複写サービスの提供場所）

第4条 乙が複写サービスを提供する場所は、新潟県新潟地域振興局農林振興部の中の甲の指示する場所とする。

所在地：新潟県新潟市秋葉区新津4524-1 新津庁舎2階

（モノクロ複写機1台、フルカラー複写機1台）

所在地：新潟県新潟市秋葉区程島2009 新潟市秋葉区役所5階

（フルカラー複写機2台）

所在地：新潟県東蒲原郡阿賀町津川1861-1 新潟地域振興局津川庁舎1階

（フルカラー複写機1台）

（複写サービスに使用する複写機）

第5条 複写サービスに使用する複写機は、次のとおりとする。

（1）機種、型式

（2）付属品

（複写サービス料金）

第6条 複写サービス料金は、次のとおりとする。

（1）月間基本料金

（2）月間複写料金（1カウントあたり）

2 複写サービスに要する経費のうち、用紙代、フィニッシャーの針代及び電気代は甲の負担とし、その他一切の経費は乙の負担とする。

3 複写サービス料金の計算期間は、月の初日から末日までの1か月とする。

(複写サービス料金の請求)

第7条 乙は、毎月末日に甲の係員の確認を受けて複写サービスカウント数を算出したうえで、月間基本料金と月間複写料金を合算して得た金額に、当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税を加算して得た複写サービス料金（1円未満切捨て）を甲に請求する。

2 テストコピー（乙の社員が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のために使用したコピーをいう。）及び不良コピーは、その数を前項の複写サービス枚数から控除するものとする。ただし、不良コピーについては、乙の社員が不良コピーと認めたものに限るものとする。

(複写サービス料金の支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に複写サービス料金を支払わなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の日の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率による遅延利息を加算して支払う。

(債権債務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第121条に基づき会計管理者に対し、支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(複写機の保守等)

第10条 乙は、甲に複写機の適切な操作方法を指導するとともに、甲が常時良好な状態で複写サービスを受けられるように複写機の保守管理に精通した人員による定期的な保守点検等を行わなければならない。

2 前項に掲げる保守については、新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日以外の日(以下「開庁日」という。)の午前8時30分から午後5時15分までの間を対象とする。

3 複写機に障害等が発生し当該所属から連絡を受けた場合には、原則として、午前依頼の場合は午後に、午後依頼の場合は翌日正午までに使用可能な状態に修復すること。

4 点検・修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、当該所属と協議の上、代替物の提供等により、速やかに甲が複写サービスを利用可能な状態を確保すること。

(複写サービスの提供場所の変更)

第11条 甲は、第4条の規定による複写サービスの提供場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。この場合において、複写機の移動については、乙が実施し、これに要する費用は第6条の複写サービス料金に含まれるものとし、乙は当該経費を甲に請求することはできない。

ただし、複写サービスの提供場所を変更する際に、複写機の移動を運送会社に依頼することが適当であると甲が認めた場合は、乙は甲に対し、複写機の移動に関して乙が運送会社に支払った費用相当額を請求することができる。

(保険)

第 12 条 乙は、複写機について、乙の費用で動産総合保険を付保する。

(一般的損害等)

第 13 条 乙は、甲が、故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その損害を甲に対して請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、同項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

(甲の解除権等)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 契約期間中に甲の予算の減額又は削除があった場合

(2) 乙から解除の申出があった場合

(3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合

(4) 乙がこの契約に違反し、相当の期間を設けて催告したにもかかわらず、この違反が是正されない場合

2 前項第 1 号から第 3 号までの規定により甲が契約を解除する場合は、原則として 1 か月前に乙に対して書面により通知するものとする。

前項第 4 号の規定により甲が契約を解除する場合は、何らの催告を要せずして、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、第 1 項（同項第 1 号を除く）の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せずして、この契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第

96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

5 甲は、第 1 項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずしてこの契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

6 第 4 項又は第 5 項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は契約金額に見込数量を乗じて算出される契約代金相当額（打ち切りの場合は、履行済部分に相当する金額を控除した金額をいう。以下第 16 条において同じ。）の 100 分の 10 の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

7 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権）

第 15 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（損害賠償の予定）

第 16 条 乙は、第 14 条第 4 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する、又は打ち切りをするか否かにかかわらず、契約金額に見込数量を乗じて算出される契約代金相当額の 100 分の 20 の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

(契約保証金の返還等)

第 17 条 乙は、契約保証金を納付した場合であって、第 2 条の規定により契約が終了したとき、第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 15 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、甲に対し請求書により、その還付を請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

3 第 14 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号の規定により契約が解除された場合、第 14 条第 1 項第 2 号の規定により契約が解除された場合で乙の責めに帰する理由により契約が解除されたとき、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(複写機の撤去)

第 18 条 乙は、第 2 条の規定により契約が終了したとき、第 14 条の規定によりこの契約が解除されたとき若しくは打ち切られたとき、又は第 15 条の規定によりこの契約が解除されたときは、複写機を速やかに撤去しなければならない。

(機密の保持)

第 19 条 乙は、複写サービスを提供することにより知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟市秋葉区新津 4 5 2 4 - 1

甲 新 潟 県

新潟県新潟地域振興局長 大 田 佳 美

乙